

## 平成 31 年度第 2 回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

1 日時 令和元年 7 月 19 日（金） 午前 10 時～午前 11 時 50 分

2 場所 立川市役所 2 階 201 会議室

### 3 次第

#### (1) 届出関係諮問事項

① 児童虐待の未然防止に向けた情報共有等に関する協定の締結について

【子ども家庭部子ども家庭支援センター】

② 平成 31 年度厚生労働科学特別研究事業に係るレセプト情報の提供について

【福祉保健部保険年金課】

③ 国民健康保険システムの改修について

【福祉保健部保険年金課】

④ 基幹系システム（印鑑登録システム）の改修について

【市民生活部市民課】

⑤ 保育事務システム及び幼稚園児補助金管理システムの改修について

【子ども家庭部保育課】

⑥ 都費負担教職員の出退勤システムの導入について

【教育部指導課】

⑦ 地理情報システム（地理院マップメーカー 2）の導入について

【総合政策部情報推進課】

⑧ 立川市歴史民俗資料館・防犯カメラシステム（仮称）の設置について

【まちづくり部道路課】

#### (2) その他

### 4 出席者

#### (1) 委員

飯田会長、齊藤委員、神宮委員及び入谷委員

（欠席）梶委員

#### (2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①：子ども家庭支援センター長及び子ども家庭相談係長

諮問事項②：保険年金課長及び業務係長

諮問事項③：保険年金課長及び医療給付係長

諮問事項④：市民課長、窓口係長及び同係主任

諮問事項⑤：保育課主査、給付係長、保育入園係長及び保育・幼稚園支援係主任

諮問事項⑥：指導課長、教職員係長及び同係主任

諮問事項⑦：情報推進課長、推進係主任及び同係主任

諮問事項⑧：道路課長、施設係長、同係主任及び生涯学習推進センター文化財係長

[事務局]

文書法政課長、情報公開係長及び同係主任

## 5 議 事

### (1) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

#### 諮問事項①：（子ども家庭部子ども家庭支援センター）

##### 【諮問の概要】

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会及び市町村子ども家庭支援指針（平成29年3月31日雇児発0331第47号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、市区町村、児童相談所及び警察は要保護児童に対して情報共有及び連携を図ることとしているが、より連携を強化するため「立川市と警視庁立川警察署との児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定書」を締結するもの

##### 【審議内容】

《子ども家庭支援センターの存在の周知と人員配置について》

○子ども家庭支援センターは学校、保育園、病院などの関係機関には周知されているが、一般市民にはなじみが薄いかもしれない。

○子ども家庭支援センターの人員は市内6地区に8名の相談員、母子保健や医療の専門相談員として保健師を2名、虐待対策コーディネーターを1名配置している。

《要保護児童対策地域協議会の構成員と情報共有について》

○同協議会は要綱に基づいて設置し、児童相談所、保健所、女性相談センター、警察署、少年センター、家庭裁判所、学校、保育園、幼稚園、医師会、歯科医師会、薬剤師会、民生委員、人権擁護委員、保護司会、事業所などが構成員になっており、情報共有を行っている。

《警察署と協定を締結する趣旨について》

○一つには、昨今の児童虐待による死亡事例を踏まえて、国から指導があったこと。もう一つは、子ども家庭支援センターが保護者に面会を拒否されて警察官の立会いを求めることがあり、このような場合には前もって警察署と協定を結んでおいて、協力体制を構築しておきたいということがある。

○警察としても児童相談所に虐待通告をする場合、児童虐待の一次的な対応窓口である市町村（子ども家庭支援センター）から家族の詳しい様子を情報収集することが多い。

《転居した場合の情報提供について》

○転居先の自治体には児童虐待に関する情報提供を行う。

《個人情報の消去について》

○今回の協定書では、その家族の支援が終了した時をもって情報を消去します。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

## 諮問事項②：(福祉保健部保険年金課)

### 【諮問の概要】

厚生労働省は医療費適正化等の観点から、「レセプト情報をAIで類型化することによる医療費の分析及び利活用方策の検討のための研究」を支援することとなり、東京都国民健康保険団体連合会が保険者等からレセプト情報を取得してあらかじめ匿名化及び暗号化を施した後、国民健康保険中央会を通して研究者に提供するもの

### 【審議内容】

《レセプト情報の匿名加工について》

○研究者からソフトウェアを提供してもらい、ハッシュ関数\*を用いて加工作業を行う。 \*入力したデータに対して、適当な数値を返してくれる関数

○被保険者番号を匿名加工とするのは、同一人物が年に何回受診したかを把握できるようにするためである。

○（事務局）匿名加工情報は個人情報保護法で用いる用語で、行政機関個人情報保護法では非識別加工情報という用語を用いる。立川市の条例では非識別加工情報の利活用を認めていない。今回は国の事業として非識別加工したレセプト情報を研究者に提供するという事なので、個人情報の外部提供について審議していただきたいという趣旨で諮問している。

《研究の成果について》

○例えば糖尿病についての研究成果は、地域ごとの医療費分析などに活用される。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

### 諮問事項③：（福祉保健部保険年金課）

#### 【諮問の概要】

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）が公布され、オンライン資格確認等システム（マイナンバーカード等により医療機関等から被保険者等の資格に係る情報を確認する仕組み）が構築されることとなり、国保情報集約システムを介して市町村国保の被保険者の資格情報を登録するため、国民健康保険システムを改修して新規項目を追加するもの

#### 【審議内容】

《マイナンバーカードの利用について》

○マイナンバーカードの利用を推進していこうという趣旨で実施するものである。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

### 諮問事項④：（市民生活部市民課）

#### 【諮問の概要】

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）が公布され、氏に変更があった者は住民票に旧氏の記載を求めることができることとなり、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書においても同様の記載を行うことに伴い、印鑑登録システムを改修するもの

#### 【審議内容】

《旧氏の記載について》

○本人が申請した場合に旧氏が記載される。初めて申請する場合は過去に名乗った氏から選択できるが、その後に氏の変更があった場合は一つ前の氏しか選択できない。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

#### 諮問事項⑤：(子ども家庭部保育課)

##### 【諮問の概要】

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）が公布され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されることとなり、保育事務システム及び幼稚園児補助金管理システムを改修して必要な項目を追加するもの

##### 【審議内容】

《無償化の申請について》

○3歳から5歳までは利用者負担がないので、申請の必要はない。ただし、給食費は無償ではないので、収納状況を把握する必要があり、所得に応じた減免措置がある。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

#### 諮問事項⑥：(教育部指導課)

##### 【諮問の概要】

「立川市 学校における働き方改革総合プラン」（平成31年3月立川市教育委員会策定）に基づき、都費負担教職員の出退勤管理についてICカードを使用したタイムレコーダで行うこととなり、令和2年1月から出退勤システムを導入するもの

##### 【審議内容】

《他市との関連について》

○立川市独自で実施する。他市の取り組みはICカード、紙のタイムカードの使用など様々である。

《教職員について》

○教職員は都費負担教職員だけで、市費負担の教職員はいない。

《給与計算との連動について》

○給与計算とは連動していない。教員は教育職員特例法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）に基づき職務の特殊性や時間外勤務手当を加味して通常の公務員より4パーセント上乗せした給与が支払われている。

○際限のない残業を防ぐため、働き方改革として導入することになった。

○是非とも長時間労働を是正するために活用して欲しい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

#### 諮問事項⑦：（総合政策部情報推進課）

##### 【諮問の概要】

庁内各部署が地理情報システム（地理院マップメーカー2）を導入するにあたって、個人情報を取り扱う場合の情報セキュリティポリシーの遵守及び利用手順を示すもの

##### 【審議内容】

《地理情報システムと個人情報の関係について》

○地理情報システムは地図上のある地点を指定して所管課が保有する個人情報を関連づけることができる。

○今回の導入はプラットフォーム（基盤）を作るということなのか？

○（事務局）庁内で統一した地図情報システムを導入するにあたって、個人情報を取り扱うということで諮問している。ある課が地図情報システムを導入したとしても、別の課がその情報を閲覧できるということではない。課を超えて情報を共有する場合には、その都度個人情報保護審議会に諮問することになる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

#### 諮問事項⑧：（まちづくり部道路課）

##### 【諮問の概要】

立川市歴史民俗資料館及び道路上での不法投棄及び犯罪等の防止を図るために、令和元年10月から録画装置内蔵防犯カメラ（1台）を設置するもの

##### 【審議内容】

《映像の保存期間と設置場所について》

○保存期間は映像の画素数の設定により違ってくるが、1～2週間程度を想定し

ている。また、設置場所は歴史民俗資料館の敷地内に設置する。夜間は施錠するので盗難のおそれはない。

《映像データの閲覧について》

○防犯カメラ管理運用基準第10条に基づいて、本人から開示請求があった場合に開示する。また、不法投棄があった場合には市職員がSDカードを取り出して映像データを確認する。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

## (2) その他

次回開催日程について

日 時	令和元年10月30日(水) 午後1時30分～
場 所	立川市役所 202 会議室
内 容	諮問事項審議他